

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料（別表第67抜粋） 令和7年4月1日

◆法第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料

- 一戸建て住宅の認定の申請に対する審査の手数料
- ・一戸建て住宅の場合は、専用住宅または併用住宅等の区別に 관계なく、一戸建て住宅の区分に定める金額とする。なお、建築物の床面積の合計の算定については、認定を受けようとする建築物全体の延べ面積とする。
- 共同住宅または長屋住宅の認定の申請に対する審査の手数料
- ・建築物全体の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額とする。

新築	手数料(円)	建築物の床面積の合計	確認書等の添付の有無	
			無し	有り
	一戸建て住宅 併用住宅	100㎡以内	49,000	16,000
		100㎡を超え 200㎡以内	74,000	23,000
		200㎡を超える	99,000	32,000

新築	手数料(円)	右の床面積の合計	認定を受けようとする建築物 全体 の床面積		認定を受けようとする 住戸 に係る床面積	
			確認書等の添付の有無		確認書等の添付の有無	
			無し	有り	無し	有り
	共同住宅 長屋住宅	500㎡以内	68,000	15,000	43,000	13,000
		500㎡を超え 1,000㎡以内	108,000	23,000	71,000	22,000
		1,000㎡を超え 3,000㎡以内	226,000	44,000	127,000	32,000
		3,000㎡を超え 5,000㎡以内	393,000	62,000	236,000	60,000
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内	681,000	78,000	391,000	103,000
		10,000㎡を超え 20,000㎡以内	1,252,000	138,000	728,000	170,000
		20,000㎡を超え 30,000㎡以内	1,811,000	183,000	1,012,000	209,000
		30,000㎡を超える	2,228,000	224,000	1,227,000	223,000

新築 以外	手数料(円)	建築物の床面積の合計	確認書等の添付の有無	
			無し	有り
	一戸建て住宅 併用住宅	100㎡以内	74,000	23,000
		100㎡を超え 200㎡以内	110,000	35,000
		200㎡を超える	147,000	46,000

新築 以外	手数料(円)	右の床面積の合計	認定を受けようとする建築物 全体 の床面積		認定を受けようとする 住戸 に係る床面積	
			確認書等の添付の有無		確認書等の添付の有無	
			無し	有り	無し	有り
	共同住宅 長屋住宅	500㎡以内	102,000	22,000	65,000	19,000
		500㎡を超え 1,000㎡以内	162,000	34,000	106,000	33,000
		1,000㎡を超え 3,000㎡以内	338,000	66,000	190,000	48,000
		3,000㎡を超え 5,000㎡以内	588,000	92,000	353,000	89,000
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内	1,019,000	116,000	585,000	153,000
		10,000㎡を超え 20,000㎡以内	1,875,000	205,000	1,088,000	252,000
		20,000㎡を超え 30,000㎡以内	2,711,000	271,000	1,513,000	310,000
		30,000㎡を超える	3,336,000	332,000	1,835,000	331,000

※「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書もしくは住宅性能評価書またはこれらの写しのことです。

※「新築以外」とは、増築もしくは改築または既存住宅の維持保全（建築行為を伴わないもの）をいいます。

◆法第8条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料

- ・法第5条第8項第4号イ、ロ、第5号イ、ロ、第6号イ、ロの事項のみを変更の場合は、新築1件につき17,000円、新築以外1件につき25,000円
- ・上記以外の場合は、変更に係る部分の床面積の2分の1とする。

◆法第9条第1項または第3項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料

- ・1件につき17,000円

◆法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料

- ・1件につき17,000円

◆法第18条第1項の規定に基づく許可の申請に対する審査の手数料

- ・1件につき160,000円

◆法第6条第2項の規定に基づく申し出がある場合の手数料

- ・建築確認申請手数料に見合う手数料として、手数料条例別表第43に定める手数料額が別途必要となる。